

控訴審第9回裁判のご報告

令和4年3月9日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第26準備書面(判断枠組みと予見可能性の意義～一審被告国の第13準備書面に対する反論)

○概要

- ① 本件訴訟では、法令によって保護されるべき被侵害利益が国民の生命身体という重大な法益であることから、当該法益を保護するために適時かつ適切な権限行使が強く要請される。この場合には、国が主張する「規制権限行使における専門性、裁量性」は問題とならない。電気事業法省令62号4条1項により、規制権限行使の要件が定められているのだから、それへの要件充足性の有無を検討すれば良いだけである。被害未発生であっても、津波に対する知見の進歩により、予見可能性は考慮できる。
- ② 予見可能性は、結果回避義務を課すに足りるものである必要があり、専門家集団が種々の異論を踏まえて議論を行った結果まとめられた「長期評価」は、科学的信頼性を有するものであって、それに基づく予見可能性を無視することは許されない。「津波評価技術」は、津波シミュレーション手法を確立し、過去に発生した「既往最大の地震による津波の数値計算」を行い、パラメータスタディを行って、痕跡高を超えるか否か検討したのであって、波源をどこに設定するかを検討していない。

★第27準備書面(2002年長期評価に対する保安院の対応)

○概要

- ① 2002年7月に「長期評価」が公表された後、保安院は、一度は東電に対し「長期評価」に基づく津波の推計を指示したにもかかわらず、東電の抵抗に屈服し、「長期評価」を原子力施設の規制に取り入れないという対応をした。
規制当局たる保安院が、その安全規制の職務を適正に執行したという事実自体が存在しない。
国は、「長期評価」公表直後、保安院が東電に対し「長期評価」の見解を踏まえても安全性が確保されているか否かの説明を求めたが、その結果理学的に成熟性が低いため、直ちに規制に反映すべき知見ではないと判断したとして、予見義務を尽くしたとの反論を行っている。しかし、川原修司氏陳述書に添付された東電高尾氏のメールの内容からすれば、上記国の主張は、黒を白というに等しいものである。
- ② 国は、保安院が耐震バックチェックを指示していたと主張する。しかし、耐震バックチェックは、「津波評価技術」を前提としており、「長期評価」の再評価はそもそも想定されていない。現に、保安院において、「長期評価」の再評価はなされなかった。
- ③ 仙台高裁判決が指摘するとおり、保安院は、東電の抵抗に屈し、その不誠実

な報告(反対していた学者一人に問い合わせたのみ)を「唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかったものと言わざるを得ない」。

★その他提出した書面()

一審原告の証拠申出書についての補足、一審原告の個別準備書面

※一審原告らは、今回、証拠を提出していません。

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★1審被告東京電力共通準備書面(9)(1審被告東京電力に慰謝料増額事由が認められないことについて(2))

○概要

- ① 高松高裁判決は、東電が「取るべき対応を適宜の時期にとらなかったことは動かし難く、相当程度に重いことは明らか」として、それを前提に慰謝料算定の考慮要素の一つとした。
- ② しかし、高松高裁判決は、原賠法に基づく慰謝料額を評価するにあたり、重過失に至らない過失の有無や程度を考慮要素として判断した点でも、法令の解釈・適用を誤っている。過失の存在は、既に自主賠償基準に従って支払われた賠償済みの損害額で織り込まれている。

また、高松高裁判決の評価は、その前提に根本的な事実誤認があり、当時における専門科学的知見の到達点及び認識状況を十分に考慮していない。平成14年当時は、まさに“原子力発電所における津波評価”を行うための統一的な手法として「津波評価技術」が策定されたところであり、最新の知見を踏まえた専門家の知見・認識に基づいて波源の設定がされ、福島県沖海溝沿いには波源が設定されなかった。

※一審被告東京電力は、今回、証拠を提出していません。

(3) 被告国が提出した主張書面や証拠

★第14準備書面

○概要

- ① 本訴訟で問題とすべきは、「長期評価の見解」が、専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されるか知見といえるか否かである。「長期評価の見解」の信頼性が、単純に零であるか百であるかという点ではない。
- ② 一審原告らは、「長期評価の見解」の領域区分が最新の地震地帯構造に基づく領域区分であるかのように主張する。この主張は、事実と反する。
一審原告らは、中央防災会議日本海溝・千島海溝専門調査会北海道WGでは「長期評価の見解」の検証を行っていない、と主張する。この主張も事実と反する。

★第15準備書面

○概要

- ① 原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性に関する規制権限の不行使が国

賠償上の違法性を問われる場面において、ある科学的知見に基づいて予見可能性が認められるためには、少なくとも、専門家の中で、当該科学的知見が原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見でなければならず、これに当たるか否かについては、当該知見の形成過程や同知見に対する専門家の評価等に基づいて判断されるべきであり、単に国の機関が発表した見解や意見であるというだけでは原子力規制に取り入れることはできない。

- ② 規制行政庁は、それまで原子力規制に取り入れてきた科学的知見と異なるような新たな知見や見解が公表された場合には、当該知見や見解が専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されるようなものであるかどうかを判断する必要が生じるのであり、そのため、例えば、原子炉施設の安全性に一義的な責任を負っている事業者からヒアリングを実施して報告等を徴したり、必要に応じて専門家から意見を聴取したりするなどの調査検討を行うこととなる。そして、規制行政庁において、想定津波に影響を与える可能性のある新たな知見の調査検討をするに当たっては、本件事故前の原子力規制実務において採用されていた津波評価技術と同様の考え方に基づいて行うことになる。

★第16準備書面

○概要

- ① 本件事故時に推進本部内の地震調査委員会委員長を務めていた阿部氏は、「長期評価の見解」について、理学的根拠を伴わないものと懐疑的な認識を有していた。かかる阿部氏の見解を正解しない一審原告らの主張は、その前提において誤っており理由がない。
- ましてや、本件地震及び本件津波が発生する前の時点で、阿部氏のみならず、他の多くの専門家も、「長期評価の見解」については、阿部氏同様、理学的根拠を伴わないものと懐疑的に捉えていたのであり、このことに鑑みても、規制権限の行使を正当化するだけの客観的かつ合理的根拠に裏付けられているとは到底いえない「長期評価の見解」に基づいて、国が規制権限を行使することが法的に義務付けられる余地がない。
- ② 個別領域にとどまらず、全ての又は多くの領域が連動する地震の発生は、平成14年長期評価すら全く想定していなかったことが、阿部氏の供述からも明らかである。
- また、本件事故の第3回溢水勉強会に出席していた小野祐二氏の供述調書に記載された溢水勉強会の参加者による発言や同供述調書に添付された同勉強会の資料へのメモ書きをもって、水密化措置が津波対策として技術的にも十分な合理性を有することが示されていたかのようにいう一審原告らの主張には、理由がない。

★提出した主な証拠

原子力安全委員会におけるこれまでの津波に対する検討の経緯等の概要(原子力安全委員会事務局作成)、原子力安全規制の基本姿勢について(原子力安全・保安院作成)、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課の審査班長であった小野祐二氏の供述調書

2 弁護団員による準備書面要旨の説明

3 今後の裁判の日程

第10回口頭弁論期日

令和4年6月29日(水)14時

以 上